

## 地球温暖化対策計画書届出書

令和 1 年 8 月 2 日

名古屋市長 様

届出者 住 所 名古屋市東区東新町1番地  
氏 名 中部電力株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲 印

(代理者) 氏 名  
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第98条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書の作成について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	ギジュツカイハツホンブ 技術開発本部		
工場等の所在地	名古屋市緑区大高町字北関山20番地の1		
業種等	業 種	電気・ガス・熱供給・水道業	
	業務部門における 建築物の主たる用途	事務所	
事業の概要	工学研究所		
連絡先	担当部署	会社名・ 担当部署	中部電力株式会社 技術開発本部 技術企画室 業務グループ
		住 所	〒459 - 8522 名古屋市緑区大高町字北関山20番地の1
	担当者氏名		
	電話番号等	電話番号	052-621-6101
		ファクシミリ番号	052-624-9264
		電子メールアドレス	
地球温暖化対策計画書	別添のとおり		
工場等番号	※		

注1 連絡先には地球温暖化対策計画書の内容に関する担当部署名等を記入してください。

2 ※印のある欄は記入しないでください。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

備考2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

## 地球温暖化対策計画書

### 1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	中部電力株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市東区東新町1番地
工場等の名称	技術開発本部
工場等の所在地	名古屋市緑区大高町字北関山20番地の1
業種	電気・ガス・熱供給・水道業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	工学研究所
計画期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日

### 2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	平成31年8月2日 ~ 令和4年3月31日		
公表方法	<input type="radio"/>	掲示 閲覧	(場所) 技術開発本部 技術企画室 業務グループ内
	<input type="radio"/>	ホームページ	(HPアドレス) <a href="http://www.chuden.co.jp/kankyo/teitanso/ond_taisaku.html">http://www.chuden.co.jp/kankyo/teitanso/ond_taisaku.html</a>
	<input type="checkbox"/>	冊子	(冊子名・ 入手方法)
	<input type="checkbox"/>	その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-621-6101		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

### 中部電力グループ環境基本方針

中部電力グループCSR宣言に基づき、  
環境保全に関する基本方針を以下のとおり定める。

中部電力グループは、エネルギー産業に携わるものとして、  
環境経営を的確に実践するとともに、社員一人ひとりが自ら律して行動し、  
地球環境の保全に努め、持続可能な社会の発展に貢献します。

**1 低炭素社会の実現をめざします**

安全の確保と地域の皆さまの信頼を最優先に原子力発電を活用するとともに、再生可能エネルギーの利用を推進します

資源・エネルギーの効率的な利用を推進します

**2 自然との共生に努めます**

多様な生物の生態系に配慮し事業活動を行います

**3 循環型社会の実現をめざします**

3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し環境への負荷を低減します

**4 地域や世界との連携を強化します**

環境に配慮した行動が自発的にできる人材を育成し、社会に貢献します

環境とエネルギーに関するコミュニケーションを深め、環境意識の向上に努めます

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（平成 30 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,895	t-CO <sub>2</sub>
①を （温室効果ガス 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO <sub>2</sub>
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	④メタン		t-CO <sub>2</sub>
	⑤一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑨三ふっ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO <sub>2</sub>
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,895

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 平成 30 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 3 年度			
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		%

項目	基準年度 平成 30 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 3 年度			
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量	0.08424	t-CO <sub>2</sub> / m <sup>2</sup>	0.08171	t-CO <sub>2</sub> / m <sup>2</sup>	3.0	%

(2) 目標設定の考え方

エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき削減目標を年1%とし、2019年度から2021年度の3年間で3%削減する。
--

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。  
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。  
 備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・ 省資源の推進  冷暖房	・空調温度の適正管理(夏季28℃、冬季19℃)	2018年度の使用量を基準として、2021 年度までに3%削減
省エネルギー・ 省資源の推進  照明	・昼休み・退社時等の消灯	
省エネルギー・ 省資源の推進  OA機器	・不使用時の電源OFF徹底	
省エネルギー・ 省資源の推進  省エネ設備への更新	・設備の更新時は省エネ機器を導入	
省エネルギー・ 省資源の推進  廃棄物の排出抑制	・ゴミの分別回収・リサイクルの実施	

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）
2015年度	太陽光発電設備	定格出力合計：23.8kW、年間発電量：約2万kWh

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

<ul style="list-style-type: none"><li>・紙使用ルールの徹底（両面コピー、縮小コピー）</li><li>・「間伐に寄与する紙」の使用</li><li>・従業員への環境教育の実施</li></ul>
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--